

品目別課税標準数量明細書

申告者の氏名又は名称 株式会社 ○○たばこ		※ 事業者コード	処理区分	申告区分								
個人番号又は法人番号 ↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。		記入の必要はありません										
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
令和 05 年 10 月分		01 枚のうち		01 枚目								
品目	売渡し又は消費等の数量		千 百 万 千 本 (g)									
紙巻たばこA	50,000.0											
紙巻たばこB	30,000.0											
紙巻たばこC	30,000.0											
パイプたばこD	40,000.0											
パイプたばこE	20,000.0											
葉巻たばこF	30,000.0											
葉巻たばこG	30,000.0											
刻みたばこH	10,000.0											
かみ用の製造たばこI	10,000.0											
かぎ用の製造たばこJ	10,000.0											
加熱式たばこK	フィルター等を含まない重量を記載											
紙巻たばこ小計	110,000.0											
パイプたばこ小計	60,000.0											
葉巻たばこ小計	60,000.0											
刻みたばこ小計	5,000.0											
かみ用の製造たばこ小計	5,000.0											
かぎ用の製造たばこ小計	5,000.0											
加熱式たばこ小計	10,000.0											
合計	255,000.0											

品目ごとに
売渡し等数量を記載

小計・合計を記載

○この様式は、「都たばこ税の申告書」の「課税標準数量」欄に記載する製造たばこの数量について、品目ごとの内訳を計上するものです。

【個人番号又は法人番号】
個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【品目別数量の記載】
○計上対象は、都たばこ税の課税対象である以下の売渡し等の数量です。
・都内に所在する小売販売業者の営業所への売渡し
・消費者等への売渡し（都内に所在する事務所等で管理する製造たばこ）
・消費その他の処分（同上）
○紙巻たばこについては本数を、それ以外のたばこについては重量を記載してください。ただし、加熱式たばこの重量は、フィルター等を含まない重量を記載してください。
○課税免除事由に該当する売渡し等の数量を含めて計上してください。
・輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し
・外航船等の船用品又は機用品として積込むための売渡し
・品質悪変等による販売不適品の廃棄
・既に都道府県たばこ税が課税された製造たばこの売渡し等
○重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

【小計・合計の記載】
○明細書最終ページの末尾の欄には、製造たばこの区分ごとの小計及び合計を記載してください。
○以下の製造たばこについては、区分ごとの重量の小計を本数に換算したものを記載します。
（パイプ：1g=1本、刻み・かみ・かぎ：2g=1本）
○加熱式たばこ・葉巻たばこについては、紙巻たばこ本数に換算した本数の合計数量を記載してください。
（換算方法は、下記リンク先をご参照ください。）
○小数点以下1位未満の数値があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出します。

★加熱式たばこ・換算方法はこちら(国税庁ホームページ)

※ 合計欄に記載する数値は、「都たばこ税の申告書」の「課税標準数量」の数値と原則一致します。ただし、加熱式たばこの取扱いがある場合は、端数処理の関係等で一致しない場合もあります。